証券コード　8185
平成27年５月１日

株　主　各　位

東京都杉並区成田東四丁目39番８号
株式会社チヨダ
代表取締役社長　舟　橋　浩　司

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第68回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年５月20日（水曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年５月21日（木曜日）午前10時
２．場　　所　東京都杉並区成田東四丁目39番８号
芝萬ビル３階　当社本店会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
３．目的事項
報告事項
１．第68期（平成26年３月１日から平成27年２月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第68期（平成26年３月１日から平成27年２月28日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役９名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.chiyodagrp.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年３月１日から
平成27年２月28日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和等により、企業業績や雇用情勢・所得環境の改善が見られましたが、消費税率引き上げや物価上昇に伴う消費マインドの低下により個人消費は低迷し、依然として先行き不透明な状況にあります。

当社グループが属する靴・衣料品小売業界におきましても、消費者の必要なもの以外は買わないという節約ムードが強く、仕入価格の高騰や電気料金の値上がりといったコストの上昇も重なり、厳しい環境となっております。

このような状況下、当社グループは、「その声をカタチに」をスローガンに、店舗の改装や業態変更を積極的に実施し、それぞれの立地条件に対応したマルチフォーマット政策を推進いたしました。また、お客様のニーズやマーケット環境の変化を捉え、全国横断的に商品カテゴリーごとのブランド構成比の見直しを実施いたしました。

特に、女性の声をカタチにすることを重点取り組み課題としてまいりました。例えば、ベビーカーを押しながら快適に買い物ができる通路幅の確保、店内全体が見渡せる低い什器への変更、ハンドバッグを置けるように配慮した試し履き用ベンチの導入、外反母趾にやさしいパンプス等のプライベートブランド商品開発、女性向けスニーカーの品揃え拡充、女性向け雑貨コーナーの新規展開を実施いたしました。

しかしながら、天候不順に伴う季節商品販売の不振、消費税増税や仕入価格上昇分の販売価格への転嫁が遅れたこと等から、売上は前期を下回り、売上総利益率も低下いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高143,005百万円（前年同期比3.0％減）、営業利益7,753百万円（同26.4％減）、経常利益8,253百万円（同25.2％減）、当期純利益4,165百万円（同28.8％減）となりました。

セグメント別の業績の概要は次のとおりであります。

＜靴事業＞

靴事業におきましては、主力業態である「東京靴流通センター」と「シュープラザ」の店舗コンセプトを明確に分ける「店舗のリポジショニング」を推進いたしました。「東京靴流通センター」は、地域生活に密着した品揃えと生活者目線の売場作りを推進し、「シュープラザ」では、ブランド提案や商品の機能訴求を中心とした販売を強化し、高単価商品の品揃えも拡大してまいりました。また、新たな店舗フォーマットとして、駅前・商店街型で、ナショナルブランドとプライベートブランドをバランスよくセレクトし、日常のオシャレを提案する「シューズ・パレッタ」、衣料品事業「マックハウス」との共同出店、大型商業施設向けに開発した「ＳＨＯＥ・ＰＬＡＺＡ ｐａｒｋ」の展開を開始し、立地別に対応する業態推進をしてまいりました。また、訪日外国人観光客の増加を受け、都心や観光地にある店舗の免税店登録、外国人向け店内ＰＯＰの拡充、海外のフリーペーパーへの広告出稿等を実施いたしました。

商品面につきましては、お客様のニーズやマーケットの状況をより的確に捉える「マルチブランド・マーチャンダイジング戦略」を推進し、商品カテゴリーごとに、ナショナルブランドとプライベートブランドの構成比を最適化すべく、ブランド戦略を見直してまいりました。スニーカー部門では、グローバルブランド商品の取り扱いを増加させ、それらは好調に推移いたしました。紳士靴や婦人靴部門では、プライベートブランド商品の機能性向上をテーマとし、本革の超軽量紳士靴「ハイドロテック・ウルトラライト」、屈曲性を大幅に向上させた「ハイドロテック・ブルーコレクション」、外反母趾に優しい設計の「バイオフィッター・キレイウォーク」、超軽量スニーカー「セダークレストライト」等軽さや履き心地を追求した商品が、全体を牽引いたしました。

しかしながら、円安の影響から低価格帯商品の品揃えが縮小し、天候不順の影響も重なって、ブーツやレディースサンダルといった季節商品の販売が落ち込み、靴事業全体の売上は前期を下回って推移いたしました。さらに、消費税増税分の販売価格への転嫁が遅れたことにより、売上総利益率も低下いたしました。

出退店につきましては、当社は、新業態の店舗を含め計39店舗を出店し、一方で、不採算店舗の閉鎖も積極的に行い、52店舗を閉店いたしました。㈱アイウォークは、６店舗を出店し、５店舗を閉店いたしました。これらにより当連結会計年度末の店舗数は1,134店舗（前連結会計年度末比12店舗減）となりました。

以上の結果、靴事業の売上高は107,054百万円（前年同期3.3％減）、営業利益は7,570百万円（同19.0％減）となりました。

＜衣料品事業＞

衣料品事業におきましては、既存店売上の改善を最重要課題と位置付け、営業改革・商品改革・販促改革による三位一体の改革に取り組んでまいりました。

営業改革につきましては、営業エリア編成を細分化することで、営業マネージャーによるきめ細かな店舗指導を行い、競い合う強いチーム作りにも取り組んでまいりました。

商品改革につきましては、調達コスト削減と在庫効率の向上を目的とし、単品大量発注による集中販売を実施いたしました。プライベートブランド商品の強化では、「Ｎａｖｙ」を主力ブランドと位置付け、軽量でソフトなストレッチニットを使用した新感覚デニム「Ｎａｖｙ ＲＵＮ ＤＥＮＩＭ」、実需型の機能インナー「マックヒートクリーミータッチインナー」、ダウンをしのぐ暖かさの「マックヒートアウター」、光発熱機能の「マックヒート裏ボア」などを重点販売いたしました。

販促改革につきましては、従来のチラシ主体の販売促進から、新聞掲載によるマスプロモーション及び、費用対効果の高いモバイルを使用した販売促進に主軸を移しております。期初に約40万人であったアクティブモバイル会員数は、期末時点で約140万人と大幅に増加いたしました。

しかしながら、レディース商品のトレンド対応不足による販売落ち込みや、天候不順による販売時期のずれなどから、衣料品事業全体の売上は前期を下回り、売上総利益率も低下いたしました。

なお、約330店舗で展開したライフスタイル雑貨につきましては、出店立地等により店舗間の販売力格差が大きく、約200店舗に展開を縮小いたしました。

出退店につきましては、ショッピングセンターを中心に43店舗を出店し、45店舗を閉店いたしました。これらにより、当連結会計年度末の店舗数は480店舗（前連結会計年度末比２店舗減）となりました。

以上の結果、衣料品事業の売上高は35,951百万円（前年同期比2.2％減）、営業利益は202百万円（同82.3％減）となりました。

企業集団のセグメント別売上高

	前連結会計年度（自　平成25年３月１日 至　平成26年２月28日）		当連結会計年度（自　平成26年３月１日 至　平成27年２月28日）		前期比
	金額	構成比	金額	構成比	
	百万円	%	百万円	%	%
靴事業	110,673	75.1	107,054	74.9	96.7
衣料品事業	36,749	24.9	35,951	25.1	97.8
合計	147,423	100.0	143,005	100.0	97.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度は、SHOE・PLAZA parkららぽーと東京ベイ店をはじめ39店、㈱アイウォークはクローバーリーフなんばウォーク店をはじめ６店、また、㈱マックハウスはマックハウスコーナン川崎小田栄店をはじめ43店を新設、そのほか店舗の内装等の改装に総額2,581百万円の投資を行いました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 65 期 (平成24年２月期)	第 66 期 (平成25年２月期)	第 67 期 (平成26年２月期)	第 68 期 (当連結会計年度) (平成27年２月期)
売上高 (百万円)	154,086	150,323	147,423	143,005
当期純利益 (百万円)	4,839	7,151	5,847	4,165
１株当たり当期純利益 (円)	121.84	180.16	148.08	106.79
総資産 (百万円)	126,756	132,868	134,628	133,922
純資産 (百万円)	72,719	78,658	82,802	82,273
１株当たり純資産額 (円)	1,687.72	1,831.05	1,936.82	1,974.36

(3) 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱マックハウス	1,617百万円	61.3%	衣料品の小売
チヨダ物産㈱	80百万円	100.0%	靴の卸売
㈱アイウォーク	50百万円	79.8%	靴の小売

(4) 対処すべき課題

雇用情勢や所得環境に改善が見られ、平成27年10月に予定されていた消費税増税の延期も決定され、また、訪日外国人観光客も増加基調であることから、国内の消費環境は緩やかに回復することが予想されます。

このような状況を踏まえ、当社グループは、客数の回復を最大の課題とし、営業、商品、販売促進の改革を遂行してまいります。

営業面では、業態変更や改装を引き続き積極的に実施し、「立地対応型の店舗業態政策」を推進いたします。また、外国人観光客対策の強化も図ります。地域に合った店舗政策で出店を強化してまいります。

商品面では、プライベートブランド商品の機能性向上を図り、新たなシリーズも積極的に追加いたします。一方で、人気グローバルブランド商品の品揃え充実も図り、プライベートブランドとナショナルブランドを最適なバランスで共存させる「ハイブリッド政策」を推進いたします。また、低価格帯商品の品揃えも拡充いたします。これらを、MD統括室を中心として、本社主導で全国横断的に推進してまいります。

販売促進では、プロモーションから売場演出、従業員の商品知識までの連動をテーマとし、プライベートブランドのブランディング強化を図ります。

どうか、今後とも株主の皆様の一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成27年２月28日現在）

当社グループは、当社及び子会社３社の合計４社より構成されており、事業内容は、靴、衣料品等の小売及び卸売業を営んでおります。

セグメント	会　社　名	主な事業内容
靴　事　業	㈱チヨダ	靴の小売
靴　事　業	㈱アイウォーク	靴の小売
衣　料　品　事　業	㈱マックハウス	衣料品の小売
靴　事　業	チヨダ物産㈱	靴の卸売

(6) 主要な営業所（平成27年２月28日現在）

①　当社の主要な事業所

本社及び関東営業部	東京都杉並区
関西地区本部	大阪府大阪市浪速区
中部地区本部	愛知県名古屋市名東区
九州地区本部	福岡県福岡市博多区
北海道・東北地区本部	宮城県仙台市太白区

②　子会社の事業所

㈱マックハウス	東京都杉並区
チヨダ物産㈱	東京都杉並区
㈱アイウォーク	東京都中野区

③　営業店舗

地　区	都道府県名	靴　事　業	衣料品事業	計
		店	店	店
北　海　道	北　海　道	52	30	82
東　北	青　森　県	20	10	30
	岩　手　県	17	9	26
	宮　城　県	31	9	40
	秋　田　県	13	7	20
	山　形　県	19	10	29
	福　島　県	34	13	47

地　区	都道府県名	靴　事　業	衣料品事業	計
		店	店	店
関　　東	茨　城　県	37	19	56
	栃　木　県	21	10	31
	群　馬　県	17	8	25
	埼　玉　県	81	27	108
	千　葉　県	69	16	85
	東　京　都	97	20	117
	神奈川県	89	18	107
中　　部	新　潟　県	25	8	33
	富　山　県	6	2	8
	石　川　県	6	1	7
	福　井　県	6	－	6
	山　梨　県	9	4	13
	長　野　県	18	9	27
	岐　阜　県	15	6	21
	静　岡　県	38	12	50
	愛　知　県	60	29	89
近　　畿	三　重　県	14	6	20
	滋　賀　県	9	8	17
	京　都　府	18	9	27
	大　阪　府	50	18	68
	兵　庫　県	32	21	53
	奈　良　県	9	5	14
	和歌山県	7	4	11
中　　国	鳥　取　県	3	2	5
	島　根　県	2	5	7
	岡　山　県	16	4	20
	広　島　県	19	17	36
	山　口　県	12	13	25
四　　国	徳　島　県	8	5	13
	香　川　県	7	2	9
	愛　媛　県	9	8	17
	高　知　県	9	3	12

地　区	都道府県名	靴　事　業	衣料品事業	計
		店	店	店
九　　州	福　岡　県	30	14	44
	佐　賀　県	10	6	16
	長　崎　県	15	10	25
	熊　本　県	16	10	26
	大　分　県	13	9	22
	宮　崎　県	11	7	18
	鹿児島県	18	6	24
沖　　縄	沖　縄　県	17	11	28
合　　計		1,134	480	1,614

(7) 従業員の状況（平成27年２月28日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セ　グ　メ　ン　ト	従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
靴　事　業	1,520名	48名減
衣　料　品　事　業	320名	26名減
全　社　（　共　通　）	79名	8名減
合　計	1,919名	82名減

（注）１．従業員数には、契約社員、出向社員及びパートタイマーは含まれておりません。
２．全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従　業　員　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
1,504名	51名減	42.3歳	19.5年

（注）　従業員数には、契約社員、出向社員及びパートタイマーは含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年２月28日現在）

借　入　先	借　入　額
株式会社三井住友銀行	2,492百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	556百万円

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年２月28日現在）

①　発行可能株式総数　　110,150,000株
②　発行済株式の総数　　41,609,996株
③　株主数　　4,431名
④　大株主（上位10名）

株　主　名	持株数	持株比率
いちごトラスト	6,005千株	15.55%
舟橋　政男	3,145	8.14
株式会社中央商事	2,998	7.76
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	1,806	4.68
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	1,765	4.57
チヨダ共栄会	1,512	3.92
有限会社大知	1,400	3.63
株式会社三井住友銀行	1,251	3.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,181	3.06
三菱商事株式会社	872	2.26

（注）１．当社は、自己株式を2,993千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

（平成27年２月28日現在）

	株式会社チヨダ 平成23年７月発行 新株予約権	株式会社チヨダ 平成24年７月発行 新株予約権	株式会社チヨダ 平成25年７月発行 新株予約権	株式会社チヨダ 平成26年７月発行 新株予約権
発行決議日	平成23年７月８日	平成24年６月28日	平成25年６月25日	平成26年７月８日
新株予約権の数	492個	348個	180個	167個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 49,200株 （新株予約権1個につき100株）	普通株式 34,800株 （新株予約権1個につき100株）	普通株式 18,000株 （新株予約権1個につき100株）	普通株式 16,700株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	1円	1円	1円	1円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり100円 （1株当たり1円）	新株予約権 1個当たり100円 （1株当たり1円）	新株予約権 1個当たり100円 （1株当たり1円）	新株予約権 1個当たり100円 （1株当たり1円）
権利行使期間	平成23年８月１日から 平成53年７月31日まで	平成24年８月１日から 平成54年７月31日まで	平成25年８月１日から 平成55年７月31日まで	平成26年８月１日から 平成56年７月31日まで
行使の条件	（注）	（注）	（注）	（注）
役員の保有状況 ・取締役	新株予約権の数 450個 目的となる株式数 45,000株 保有者数　4人	新株予約権の数 326個 目的となる株式数 32,600株 保有者数　4人	新株予約権の数 180個 目的となる株式数 18,000株 保有者数　7人	新株予約権の数 167個 目的となる株式数 16,700株 保有者数　7人

（注）　新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年２月28日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	舟　橋　政　男	㈱中央商事代表取締役社長、㈱マックハウス取締役相談役、チヨダ物産㈱代表取締役会長、㈲大知取締役、㈱アイウォーク取締役
代表取締役社長	舟　橋　浩　司	㈲大知代表取締役社長
専務取締役	田　木　　敬	統括本部長兼経営企画室長、㈱アイウォーク取締役
取　締　役	成　田　　裕	経理部長
取　締　役	杉　山　忠　雄	営業本部長兼関東営業部長
取　締　役	今　田　　至	管理部長
取　締　役	西　堀　史　郎	全国商品部長
取　締　役	白　土　　孝	㈱マックハウス代表取締役社長
常勤監査役	庄　司　孝　良	㈱アイウォーク社外監査役
監　査　役	スコット・キャロン	いちごアセットマネジメント㈱代表取締役社長、いちごグループホールディングス㈱代表執行役会長、いちご不動産投資顧問㈱取締役、いちごグローバルキャピタル㈱取締役、Gwynnie Bee Inc. External Director
監　査　役	山　中　雅　雄	ルネス総合法律事務所　弁護士
監　査　役	根　本　孝　雄	

（注）１．常勤監査役庄司孝良氏は、社外監査役であります。
２．監査役スコット・キャロン氏、監査役山中雅雄氏及び監査役根本孝雄氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役庄司孝良氏は、小売業において39年間勤務、その間株式の上場推進、経理財務を担当したことにより、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役スコット・キャロン氏は、資本市場の専門家としてコーポレート・ガバナンス及び企業価値向上にも精通しております。
監査役山中雅雄氏は、弁護士として会社財務・法務に精通し、経営に関する高い見識を有しております。
監査役根本孝雄氏は、小売業において40年間勤務、店舗開発を担当し店舗の出退店及び運営管理等に秀でております。
４．当社は、常勤監査役庄司孝良氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の総額
取　締　役	8名	182百万円
監　査　役 （うち社外監査役）	3名 (3名)	13百万円 (13百万円)
合　計	11名	195百万円

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬額は、平成18年５月25日開催の第59回定時株主総会において年額21,600万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、また別枠で、平成23年５月26日開催の第64回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額50百万円以内と決議いただいております。
３．監査役の報酬額は、平成元年５月25日開催の第42回定時株主総会において月額250万円以内と決議いただいております。
４．当事業年度末現在監査役は４名（うち社外監査役は４名）であります。上記の監査役の支給人員と相違しておりますのは、無報酬の監査役１名（うち社外監査役１名）が含まれていることによるものであります。
５．上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
・ストック・オプションによる報酬額25百万円（取締役７名に対し25百万円）

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・常勤監査役庄司孝良氏は、㈱アイウォークの社外監査役であります。なお、㈱アイウォークは当社の子会社であります。
・監査役スコット・キャロン氏が代表執行役会長を務めるいちごグループホールディングス㈱は、いちごトラストの傘下にあり、いちごトラストは当社の議決権の15.57％を有する大株主であります。
・監査役山中雅雄氏は、ルネス総合法律事務所の弁護士であります。なお、当社とルネス総合法律事務所との間には取引関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	活　動　状　況
常勤監査役 庄司孝良	当事業年度に開催された取締役会９回のうち９回出席、監査役会７回のうち７回出席いたしました。なお、会社法第370条に定める書面決議を２回行っております。 小売業において39年間勤務、その間経営企画部門、管理部門の取締役としての豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査役会において、専門的な見地から活発な発言を行っております。

	活　　動　　状　　況
監　査　役 ｽｺｯﾄ・ｷｬﾛﾝ	当事業年度に開催された取締役会９回のうち９回出席、監査役会７回のうち７回出席いたしました。なお､会社法第370条に定める書面決議を２回行っております。 資本市場の専門家としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査役会において、専門的な見地から活発な発言を行っております。
監　査　役 山 中 雅 雄	当事業年度に開催された取締役会９回のうち８回出席、監査役会７回のうち７回出席いたしました。なお､会社法第370条に定める書面決議を２回行っております。 弁護士としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査役会において、専門的な見地から活発な発言を行っております。
監　査　役 根 本 孝 雄	当事業年度に開催された取締役会９回のうち９回出席、監査役会７回のうち７回出席いたしました。なお､会社法第370条に定める書面決議を２回行っております。 小売業において40年間勤務、店舗開発を担当した経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査役会において、専門的な見地から活発な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　優成監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

1　経営の基本方針

チヨダグループ各社は、企業倫理を確立し社会の信頼を得るために役職員が業務を行う上での具体的な行動基準として「チヨダグループ企業倫理規程」を定め、経営管理体制の確立に努めております。

2　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役及び使用人に対し法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下で職務を執行するために、代表取締役社長をトップとし、取締役及び各部門の責任者で構成するコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。

② 取締役及び使用人が法令、定款及び規程等に違反する行為を発見した場合の通報体制として内部通報者保護を社内規程に定めております。

3　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程において経営上重要な文書として位置付けるとともに、情報漏洩防止を徹底すべく適切に保存及び管理（廃棄を含む。）を実施し、必要に応じて運用状況を検証し、規程の見直し等を行っております。

② 取締役及び監査役から閲覧の要請があった場合には、速やかに閲覧に供することとしております。

4　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 損失の危険の管理を行うため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、各部門担当取締役及び各部門の責任者とともに、部門毎のリスクを体系的に管理するため、既存の規程に加え必要なリスク管理規程を制定しております。

② コンプライアンス・リスク管理委員会は、定期的に取締役会及び監査役会に報告を行い、全社的なリスクを統括的に管理しております。平時においても各部門においては、その有するリスクの軽減等に取り組み、有事における関連規程に基づくマニュアルやガイドラインを見直し、各部門のリスク管理の改善を行っております。

③ 取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。

5　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は、月１回開催するほか必要に応じて臨時に開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定しております。

② 経営理念を基に策定される年度計画に基づき、各部門において目標達成のために活動することとしております。また、毎月作成される経営資料をチェックするとともに必要な対策を決定し実施しております。

③ 取締役会の決定に基づく職務執行は、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程に基づき、その責任者が職務権限に則り職務を遂行することとし、必要に応じて運用状況を検証し、規程の見直し等を行っております。

④ 企業経営及び業務に関して、経営判断上の参考とするため法律事務所等と顧問契約を締結し、必要に応じて専門的立場からのアドバイスを受ける体制を整えております。

6　当該会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社及び子会社は「チヨダグループ企業倫理規程」を遵守し、グループ全体のコンプライアンス体制及び内部統制の構築に努めております。

② 当社の「関係会社管理規程」に基づき、担当取締役及び各部門の責任者はグループ会社の状況に応じて必要な管理を行っております。

③ グループ内取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし、適切かつ公正を保持しております。

7　監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役が職務を補助すべき使用人を必要とした場合は、使用人を配置するものとしております。

② 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮監督下で職務を遂行するものとしております。

③ 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動・評価・懲戒等については、事前に監査役会の同意を得て取締役会で決定するものとしております。

8　取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制

① 取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において担当する職務の執行状況を報告しております。

② 取締役及び使用人は、監査役に対して当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事項、並びに、内部監査の実施状況、内部通報の状況及びその内容、取締役の不正行為、重大な法令・定款違反行為について速やかに報告しております。

③ 監査役は、いつでも、取締役及び使用人に対して、報告を求めることができます。

9　その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、必要に応じて経理部や内部監査室等に協力・補助を要請し、監査を実効的に行うことができます。

② 監査役は、必要に応じて弁護士、会計士等の専門家を活用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障されます。

なお、当社は上記方針に基づく内部統制システム構築の一環として、取締役会において次の事項を決定し、実施しております。

1　コンプライアンス・リスク管理委員会の開催

「コンプライアンス・リスク管理委員会」を開催し事業を取り巻く様々なリスクに対して、リスク顕在化の防止及びリスクの早期発見を図りました。

2　下請法、独占禁止法に関するコンプライアンス

弁護士事務所と顧問契約を結び、下請法及び独禁法に対しアドバイスを受ける体制を整えております。

また、違反行為の防止や早期発見など、社内体制の整備のために必要な措置を講じ、役員及び従業員に周知徹底を図っております。

連結貸借対照表

（平成27年２月28日現在）

（単位　百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**87,725**	**流動負債**	**40,377**
現金及び預金	49,457	支払手形及び買掛金	17,057
受取手形及び売掛金	2,370	電子記録債務	13,133
商品	33,415	ファクタリング債務	974
前払費用	1,463	短期借入金	1,020
繰延税金資産	642	１年内返済予定の長期借入金	762
その他	386	リース債務	202
貸倒引当金	△10	未払費用	2,942
固定資産	**46,196**	未払法人税等	1,564
有形固定資産	**10,630**	未払消費税等	834
建物及び構築物	5,161	賞与引当金	556
機械装置及び運搬具	2	店舗閉鎖損失引当金	49
工具、器具及び備品	684	リース資産減損勘定	112
土地	4,216	資産除去債務	26
リース資産	562	その他	1,139
その他	3	**固定負債**	**11,270**
無形固定資産	**3,677**	長期借入金	1,375
投資その他の資産	**31,888**	リース債務	384
投資有価証券	8,558	繰延税金負債	40
長期預金	3,400	退職給付に係る負債	5,588
敷金及び保証金	16,407	役員退職慰労引当金	9
繰延税金資産	2,867	転貸損失引当金	349
その他	721	長期預り保証金	649
貸倒引当金	△67	長期リース資産減損勘定	57
		資産除去債務	2,204
		その他	610
		負債合計	**51,648**
		純資産の部	
		株主資本	**73,482**
		資本金	**6,893**
		資本剰余金	**7,486**
		利益剰余金	**64,624**
		自己株式	**△5,521**
		その他の包括利益累計額	**2,760**
		その他有価証券評価差額金	**3,123**
		繰延ヘッジ損益	**16**
		退職給付に係る調整累計額	**△380**
		新株予約権	**158**
		少数株主持分	**5,872**
		純資産合計	**82,273**
資産合計	**133,922**	**負債純資産合計**	**133,922**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年３月１日から
平成27年２月28日まで）

（単位　百万円）

科目	金額	
売上高		143,005
売上原価		74,000
売上総利益		69,005
販売費及び一般管理費		61,251
営業利益		7,753
営業外収益		
受取利息	83	
受取配当金	75	
受取家賃	990	
受取手数料	148	
その他	200	1,499
営業外費用		
支払利息	39	
不動産賃貸費用	856	
転貸損失引当金繰入額	21	
その他	80	999
経常利益		8,253
特別利益		
固定資産売却益	2	
店舗閉鎖損失引当金戻入額	0	
違約金収入	10	
受取補償金	21	35
特別損失		
固定資産売却損	20	
固定資産除却損	94	
減損損失	432	
店舗閉鎖損失	28	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	49	
リース解約損	0	626
税金等調整前当期純利益		7,662
法人税、住民税及び事業税	3,450	
法人税等調整額	94	3,544
少数株主損益調整前当期純利益		4,118
少数株主損失（△）		△47
当期純利益		4,165

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年３月１日から
平成27年２月28日まで）

（単位　百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	6,893	7,486	63,405	△3,520	74,265
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,947		△2,947
当期純利益			4,165		4,165
自己株式の取得				△2,001	△2,001
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,218	△2,001	△783
当連結会計年度末残高	6,893	7,486	64,624	△5,521	73,482

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	2,233	△16	－	2,217	124	6,194	82,802
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,947
当期純利益							4,165
自己株式の取得							△2,001
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	890	33	△380	542	33	△322	254
連結会計年度中の変動額合計	890	33	△380	542	33	△322	△529
当連結会計年度末残高	3,123	16	△380	2,760	158	5,872	82,273

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

イ．連結子会社の数	３社
ロ．連結子会社の名称	㈱マックハウス チヨダ物産㈱ ㈱アイウォーク

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法

デリバティブ等

・デリバティブ	時価法

2) たな卸資産

・商品	月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）	定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び定期借地権付建物については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物　３年～34年 工具、器具及び備品　５年～10年
ロ．無形固定資産（リース資産を除く）	
・商標権	見積有効期間に基づき均等に償却しております。
・自社利用のソフトウエア	社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
ハ．リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年２月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ．店舗閉鎖損失引当金　店舗の閉鎖による損失に備えるため、損失額を見積計上しております。

ニ．役員退職慰労引当金　役員に対する退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

ホ．転貸損失引当金　店舗閉店に伴い賃貸借契約の残存期間に発生する損失に備えるため、閉店し転貸を決定した店舗等について、支払義務のある賃借料から転貸による賃貸料を控除した金額等その損失額を見積計上しております。

④　退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として５年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象　ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…商品輸入による外貨建営業債務及び外貨建予定取引

ハ．ヘッジ方針　外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法　　振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

⑥　負ののれんの償却に関する事項　負ののれんの償却については、５年間の定額法により償却を行っております。

⑦　その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年５月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が5,588百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が380百万円減少しております。

なお、１株当たり純資産額は、9.86円減少しております。

３．未適用の会計基準等

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年５月17日）

１．概要

本会計基準等は財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を図っております。

２．適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成28年２月期の期首より適用予定であります。

３．当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表作成時において財務諸表に与える影響は、現在評価中であります。

４．追加情報

当社は、当連結会計年度において、退職給付財政の更なる健全化を目的に、退職給付信託に現金4,000百万円を拠出いたしました。これにより、退職給付に係る負債の残高が同額減少しております。

５．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	建物及び構築物	21百万円
	土地	280百万円
	計	302百万円
② 担保に係る債務	１年内返済予定の長期借入金	48百万円
	長期借入金	148百万円
	計	196百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　15,676百万円

６．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末の株式数（株）
普通株式	41,609,996	－	－	41,609,996

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末の株式数（株）
普通株式	2,120,907	872,647	－	2,993,554

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加872,647株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加871,800株、単元未満株式の買取りによる増加847株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ．平成26年５月22日開催の第67回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　1,579百万円
・１株当たり配当額　40円
・基準日　平成26年２月28日
・効力発生日　平成26年５月23日

ロ．平成26年10月３日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　1,367百万円
・１株当たり配当額　35円
・基準日　平成26年８月31日
・効力発生日　平成26年11月４日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年５月21日開催予定の第68回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　1,351百万円
・１株当たり配当額　35円
・基準日　平成27年２月28日
・効力発生日　平成27年５月22日

(4) 事業年度末日における新株予約権に関する事項

	平成23年７月発行 新株予約権	平成24年７月発行 新株予約権	平成25年７月発行 新株予約権	平成26年７月発行 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	45,000株	32,600株	18,000株	16,700株
新株予約権の残高	35百万円	45百万円	33百万円	25百万円

（注）　権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

７．１株当たり情報に関する注記

① １株当たり純資産額　1,974円36銭
② １株当たり当期純利益　106円79銭

８．減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社、連結子会社㈱マックハウス及び㈱アイウォークは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	減損損失 （百万円）
店舗	建物及び構築物・工具、器具及び備品・リース資産・無形固定資産・投資その他の資産の「その他」	東京都他	432

当社、連結子会社㈱マックハウス及び㈱アイウォークは、店舗（転貸資産等）をグルーピングの最小単位としており、本社設備等を共用資産としております。

当連結会計年度において、継続的に営業損失を計上している資産グループ及び市場価格が著しく下落している資産グループにつきまして、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、432百万円を減損損失として特別損失に計上しました。

その種類別の内訳は以下のとおりであります。

種類	金額 （百万円）
建物及び構築物	325
工具、器具及び備品	40
リース資産	55
無形固定資産	0
投資その他の資産の「その他」	11
合計	432

なお、資産グループの回収可能価額は、路線価等に基づき算定した正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額によっております。将来キャッシュ・フローに基づく使用価値が、マイナスであるため回収可能価額を零としております。

９．金融商品に関する注記

（１）金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に照らして、資金調達が必要な場合において主に銀行借入により調達しております。また余剰資金については、安全性及び流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

②　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、ファクタリング債務は、そのほとんどが５ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金及び設備投資等に係る資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

③　金融商品に係るリスク管理体制

ィ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権、敷金及び保証金について、担当部署が取引先の状況を定期的にモニタリングし、期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

連結子会社の外貨建金銭債権債務等の為替の変動リスクに関しては、外貨建営業取引に係る輸入取引範囲内で、デリバティブ取引（為替予約）を利用することによりヘッジしております。デリバティブ取引の実行及び管理は財務・経理部門で行っておりますが、担当役員の承認を得たうえで実行しております。また、財務・経理部門において、銀行に対して定期的に残高確認を実施し、担当役員が残高の妥当性を検討しております。なお、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	49,457	49,457	－
(2) 受取手形及び売掛金	2,370	2,370	－
(3) 投資有価証券	8,455	8,455	－
(4) 長期預金	3,400	3,370	△29
(5) 敷金及び保証金	16,407	16,414	6
資産計	80,091	80,068	△22
(1) 支払手形及び買掛金	17,057	17,057	－
(2) 電子記録債務	13,133	13,133	－
(3) ファクタリング債務	974	974	－
(4) 短期借入金	1,020	1,020	－
(5) 未払費用	2,942	2,942	－
(6) 未払法人税等	1,564	1,564	－
(7) 未払消費税等	834	834	－
(8) 長期借入金（※１）	2,138	2,142	4
(9) リース債務（※２）	587	588	1
(10) 長期預り保証金	649	626	△22
負債計	40,902	40,885	△16
デリバティブ取引	22	22	－

（※１）１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（※２）リース債務（流動負債）、リース債務（固定負債）の合計額であります。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 長期預金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) ファクタリング債務、(4) 短期借入金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等、(7) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金、(9) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10) 長期預り保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	103

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

貸　借　対　照　表

（平成27年２月28日現在）

（単位　百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**63,791**	**流動負債**	**27,354**
現金及び預金	39,807	支払手形	3,233
受取手形	0	電子記録債務	13,048
売掛金	1,720	買掛金	5,292
商品	20,502	リース債務	199
貯蔵品	0	未払金	115
前渡金	4	未払費用	2,080
前払費用	1,135	未払法人税等	1,461
繰延税金資産	474	未払消費税等	794
その他	153	預り金	281
貸倒引当金	△8	前受収益	75
固定資産	**38,623**	賞与引当金	460
有形固定資産	**8,332**	店舗閉鎖損失引当金	4
建物	1,643	設備関係支払手形	44
建物附属設備	1,745	営業外電子記録債務	142
構築物	127	リース資産減損勘定	18
車両運搬具	1	資産除去債務	3
工具、器具及び備品	516	その他	96
土地	3,741	**固定負債**	**6,675**
リース資産	551	リース債務	376
建設仮勘定	3	退職給付引当金	3,104
無形固定資産	**3,450**	債務保証損失引当金	500
借地権	3,357	転貸損失引当金	187
商標権	6	長期預り保証金	488
ソフトウエア	85	長期前受収益	15
その他	0	長期リース資産減損勘定	29
投資その他の資産	**26,841**	資産除去債務	1,501
投資有価証券	8,525	その他	470
関係会社株式	1,223	**負債合計**	**34,029**
出資金	2	**純資産の部**	
関係会社長期貸付金	350	**株主資本**	**65,120**
破産更生債権等	14	**資本金**	**6,893**
長期前払費用	269	**資本剰余金**	**7,486**
繰延税金資産	1,940	資本準備金	7,486
長期預金	3,400	**利益剰余金**	**56,261**
敷金及び保証金	11,352	利益準備金	845
その他	150	その他利益剰余金	55,416
貸倒引当金	△387	別途積立金	45,000
		繰越利益剰余金	10,416
		自己株式	**△5,521**
		評価・換算差額等	**3,125**
		その他有価証券評価差額金	**3,125**
		新株予約権	**140**
		純資産合計	**68,385**
資産合計	**102,415**	**負債純資産合計**	**102,415**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年３月１日から
平成27年２月28日まで）

（単位　百万円）

科目	金額	
売上高		103,615
売上原価		53,733
売上総利益		49,881
販売費及び一般管理費		42,151
営業利益		7,730
営業外収益		
受取利息	48	
有価証券利息	24	
受取配当金	450	
受取家賃	726	
受取手数料	109	
仕入割引	8	
投資事業組合運用益	3	
雑収入	92	1,463
営業外費用		
支払利息	2	
不動産賃貸費用	608	
転貸損失引当金繰入額	21	
雑損失	18	650
経常利益		8,543
特別利益		
固定資産売却益	2	
違約金収入	10	
受取補償金	10	
店舗閉鎖損失引当金戻入額	0	23
特別損失		
固定資産除却損	54	
減損損失	224	
店舗閉鎖損失	1	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	4	
リース解約損	0	284
税引前当期純利益		8,282
法人税、住民税及び事業税	3,271	
法人税等調整額	81	3,353
当期純利益		4,929

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年３月１日から
平成27年２月28日まで）

（単位　百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	6,893	7,486	7,486	845	45,000	8,433	54,279	△3,520	65,139
当期変動額									
剰余金の配当						△2,947	△2,947		△2,947
当期純利益						4,929	4,929		4,929
自己株式の取得								△2,001	△2,001
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	1,982	1,982	△2,001	△19
当期末残高	6,893	7,486	7,486	845	45,000	10,416	56,261	△5,521	65,120

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,233	2,233	114	67,487
当期変動額				
剰余金の配当				△2,947
当期純利益				4,929
自己株式の取得				△2,001
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	891	891	25	917
当期変動額合計	891	891	25	898
当期末残高	3,125	3,125	140	68,385

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式　移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品　月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び定期借地権付建物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	20～34年
建物附属設備	３～24年
工具、器具及び備品	５～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・商標権　見積有効期間に基づき均等に償却しております。

・自社利用のソフトウエア　社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用　定額法

④ リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年２月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 店舗閉鎖損失引当金　店舗の閉鎖による損失に備えるため、損失額を見積計上しております。

④	退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 また過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
⑤	債務保証損失引当金	関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
⑥	転貸損失引当金	店舗閉店に伴い賃貸借契約の残存期間に発生する損失に備えるため、閉店し転貸を決定した店舗等について、支払義務のある賃借料から転貸による賃貸料を控除した金額等その損失額を見積計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

2．表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において、区分掲記していた「未収収益」（当事業年度15百万円）及び「短期貸付金」（当事業年度7百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動資産」の「その他」に含めております。

前事業年度において、区分掲記していた「店舗賃借仮勘定」（当事業年度71百万円）及び「役員に対する保険積立金」（当事業年度26百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」に含めております。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	11,219百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
① 短期金銭債権	6百万円
② 短期金銭債務	479百万円
③ 長期金銭債務	18百万円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 仕入高	10,274百万円
② 営業取引以外の取引高	113百万円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末の株式数（株）
普通株式	2,120,907	872,647	－	2,993,554

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加872,647株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加871,800株、単元未満株式の買取りによる増加847株であります。

６．税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	103百万円
賞与引当金	164百万円
店舗閉鎖損失引当金	1百万円
未払事業所税	33百万円
たな卸資産評価損	143百万円
資産除去債務	1百万円
その他	28百万円
計	474百万円
繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金	2,532百万円
貸倒引当金	136百万円
減価償却超過額	621百万円
土地減損損失	530百万円
リース資産減損勘定	17百万円
投資有価証券評価損	22百万円
関係会社株式評価損	194百万円
転貸損失引当金	66百万円
債務保証損失引当金	178百万円
資産除去債務	535百万円
株式報酬費用	50百万円
その他	161百万円
計	5,046百万円
繰延税金資産小計	5,521百万円
評価性引当額	△1,300百万円
繰延税金資産合計	4,220百万円
繰延税金負債（固定）	
資産除去債務に対応する除去費用	△107百万円
その他有価証券評価差額金	△1,697百万円
計	△1,804百万円
繰延税金資産の純額	2,415百万円

(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	38.01%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.11%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.89%
住民税均等割等	3.64%
評価性引当額	0.03%
その他	0.58%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.48%

(3)法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年３月31日に公布され、平成26年４月１日以降に開始する事業年度から復興特別法人税が課せられないことになりました。これに伴い、平成27年３月１日から開始する事業年度以後において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は38.01%から35.64%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が50百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が50百万円増加しております。

(4)決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成27年３月１日から平成28年２月29日まで　35.64%
平成28年３月１日から平成29年２月28日まで　33.06%
平成29年３月１日以降　32.30%

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度に適用した場合、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が150百万円減少し、その他有価証券評価差額金が159百万円増加し、法人税等調整額が309百万円増加いたします。

7．リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成21年２月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額（百万円）	減価償却累計額相当額（百万円）	減損損失累計額相当額（百万円）	期末残高相当額（百万円）
建物 建物附属設備	524	229	153	141
合計	524	229	153	141

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

１年内	38百万円
１年超	179百万円
合計	218百万円
リース資産減損勘定の残高	48百万円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	61百万円
リース資産減損勘定の取崩額	20百万円
減価償却費相当額	15百万円
支払利息相当額	13百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

8．関連当事者との取引に関する注記

(1)子会社

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	㈱マックハウス	1,617	衣料品の小売	61.3	店舗の賃貸等 役員の兼任	店舗の賃貸料等 ※1	37	流動資産「その他」 流動負債「その他」 長期預り保証金	4 3 18
						受入出向者給与 ※4	2	流動負債「その他」	0
子会社	チヨダ物産㈱	80	靴の卸売	100.0	当社グループの商品の購入 役員の兼任	商品の仕入 ※2	10,274	買掛金	464
						商品の仕入等に対する受取手数料 ※3	7	流動資産「その他」	0
						備品の購入等 ※2	44	未払費用	10
子会社	㈱アイウォーク	50	靴の小売	79.8	店舗の賃貸等 出向者の派遣 出向者の受入等 債務保証 資金の貸付 役員の兼任	店舗の賃貸料等 ※1	14	流動資産「その他」	1
						出向者給与 ※4	13	流動資産「その他」	0
						受入出向者給与等 ※4	1	未払費用	0
						債務保証 ※5 債務保証料の受入 ※6	500 2	―	―
						貸付金利息 ※7	5	関係会社長期貸付金 ※8	350

(注) 1．取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

※1．店舗の賃貸料については近隣の取引事例を勘案し、交渉の上決定しております。

※2．商品の仕入及び備品の購入等については市場価格を勘案し、価格の交渉の上決定しております。

※3．商品の仕入等に対する受取手数料については、あらかじめ契約により定められた乗率に基づき決定しております。

※4．出向者に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け入れております。

※5．㈱アイウォークの銀行借入に対する債務保証であり、500百万円の債務保証損失引当金を計上しております。

※6．㈱アイウォークの銀行借入について契約に基づき年率0.5%の保証料を受領しているものであります。

※7．㈱アイウォークの貸付金の利息については、市場金利を勘案して決定しております。

※8．㈱アイウォークへの貸付金に対して、350百万円の貸倒引当金を計上しております。

(2)役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社	㈱シップス	10	不動産の売買・交換・貸借業務	―	店舗の賃借	店舗の賃借料※	9	前払費用	0
						―	―	敷金及び保証金	10

（注）１．取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
※　店舗の賃借料については近隣の取引事例を勘案し、交渉の上決定しております。

９．１株当たり情報に関する注記

①　１株当たり純資産額　1,767円26銭
②　１株当たり当期純利益　126円37銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年４月９日

株式会社チヨダ
取 締 役 会　　御 中

優 成 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	加 藤　善 孝 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	中 田　啓 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社チヨダの平成26年３月１日から平成27年２月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社チヨダ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年４月９日

株式会社チヨダ
取締役会　御中

優成監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	加藤　善孝　㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	中田　啓　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社チヨダの平成26年３月１日から平成27年２月28日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。
さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年４月13日

株式会社チヨダ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　庄　司　孝　良　㊞

社外監査役　スコット・キャロン　㊞

社外監査役　山　中　雅　雄　㊞

社外監査役　根　本　孝　雄　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第68期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株当たり、普通配当35円といたしたいと存じます。この場合の配当総額は1,351,575,470円となります。

なお、昨年11月に中間配当として１株につき35円をお支払いいたしておりますので、期を通じましては、１株につき70円の配当となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年５月22日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１.提案の理由

①取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに社外取締役と社外監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第27条（取締役の責任免除）および定款第34条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

なお、定款第27条（取締役の責任免除）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

②上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

２.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現　行　定　款	変　　更　　案
第4章　取締役および取締役会 （　新　設　）	第4章　取締役および取締役会 第27条（取締役の責任免除） 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 ②当会社は、会社法第427条第1項の規定により取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める額とする。

現　行　定　款	変　　更　　案
第5章　監査役、監査役会および会計監査人	第5章　監査役、監査役会および会計監査人
第27条 ～　　（条文省略） 第32条	第28条 ～　　（現行どおり） 第33条
（　新　設　）	第34条（監査役の責任免除） 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 ②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。
第33条 ～　　（条文省略） 第39条	第35条 ～　　（現行どおり） 第41条

第３号議案　取締役９名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（８名）が任期満了になります。

つきましては、経営体制の強化及び取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるように、７名の再選と新任２名の計９名の取締役の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	舟橋政男（ふなはしまさお） （昭和９年９月９日生）	昭和32年３月　当社入社取締役 昭和51年５月　当社代表取締役社長 平成25年５月　当社代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱中央商事代表取締役社長、㈱マックハウス取締役相談役、チヨダ物産㈱代表取締役会長、㈲大知取締役、㈱アイウォーク取締役	3,145,000株
2	舟橋浩司（ふなはしこうじ） （昭和37年５月22日生）	平成２年６月　当社入社 平成11年５月　当社取締役ライフグッズ部長 平成21年５月　㈱マックハウス代表取締役社長 平成25年５月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） ㈲大知代表取締役社長	263,085株
3	田木敬（たぎたかし） （昭和21年７月20日生）	平成15年５月　当社入社 平成15年５月　当社取締役経営企画室長 平成16年６月　当社取締役管理本部長 平成19年６月　当社常務取締役管理本部長兼経営企画室長 平成25年５月　当社専務取締役管理本部長兼経営企画室長 平成26年５月　当社専務取締役統括本部長兼経営企画室長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱アイウォーク取締役	3,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	杉山忠雄（すぎやま ただお） （昭和27年８月22日生）	昭和47年３月　当社入社 平成22年６月　当社関東営業部長 平成24年６月　執行役員関東営業部長 平成25年５月　当社取締役営業統括副本部長兼関東営業部長 平成26年５月　当社取締役営業本部長兼関東営業部長（現任）	500株
5	今田至（いまだ いたる） （昭和34年２月21日生）	平成22年３月　当社入社 平成22年６月　当社管理部長 平成25年５月　当社取締役管理部長（現任）	1,000株
6	西堀史郎（にしぼり しろう） （昭和34年６月16日生）	昭和58年３月　当社入社 平成23年５月　当社全国商品部長 平成25年５月　当社取締役全国商品部長（現任）	7,500株
7	白土孝（しらつち たかし） （昭和29年12月26日生）	昭和63年２月　当社入社 平成16年７月　当社広報部長兼営業企画部長 平成17年８月　当社広報・マーケティング企画広告部長 平成19年５月　当社取締役広報・マーケティング企画広告部長 平成21年10月　当社取締役マーケティング本部長兼広報・ＩＲ部長 平成25年５月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱マックハウス代表取締役社長	200株
8	※ 木内政雄（きうち まさお） （昭和19年７月25日生）	昭和43年４月　㈱西友ストア（現合同会社西友）入社 平成元年５月　㈱西友ストア取締役 平成５年３月　㈱良品計画代表取締役社長 平成９年８月　㈱良品計画取締役会長 平成13年２月　㈱西友代表取締役社長 平成15年５月　㈱西友取締役兼代表執行役兼ＣＥＯ 平成19年７月　㈱Ｕ．Ｐ．ｎ．Ｐ．代表取締役（現任） 平成23年６月　㈱コメリ社外監査役（現任） 平成26年７月　㈱アインファーマシーズ顧問（現任）	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
9	※ スコット・キャロン （すこっと　きゃろん） （昭和39年12月６日生）	昭和63年４月　MIPS ComputerSystems, Inc.（米国）入社 平成６年３月　㈱日本政策投資銀行（旧　日本開発銀行）設備投資研究所客員研究員 平成９年３月　モルガン・スタンレー証券㈱　入社 平成13年５月　ピーシーエー・アセット・マネジメント㈱（プルデンシャルｐｌｃ傘下）代表取締役 平成18年５月　いちごアセットマネジメント㈱代表取締役社長（現任） 平成20年10月　いちごグループホールディングス㈱（旧アセット・マネジャーズ・ホールディングス㈱）代表執行役会長（現任） 平成24年５月　当社社外監査役（現任） 平成24年７月　いちご不動産投資顧問㈱ 取締役（現任） 平成24年７月　いちごグローバルキャピタル㈱取締役（現任） 平成26年３月　Gwynnie Bee Inc. External Director（現任）	ー株

（注）1.※印は新任の取締役候補者であります。

2.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3.木内政雄及びスコット・キャロンの両氏は社外取締役候補者であります。

4.木内政雄氏を社外取締役候補者とした理由は、長年に渡り小売業の経営、上場達成など優良企業への事業改革を実行し、また、企業のコンサルティングや研修にも携わり、当社の経営戦略に対してさまざまな観点から助言を期待できるものと判断したものであります。

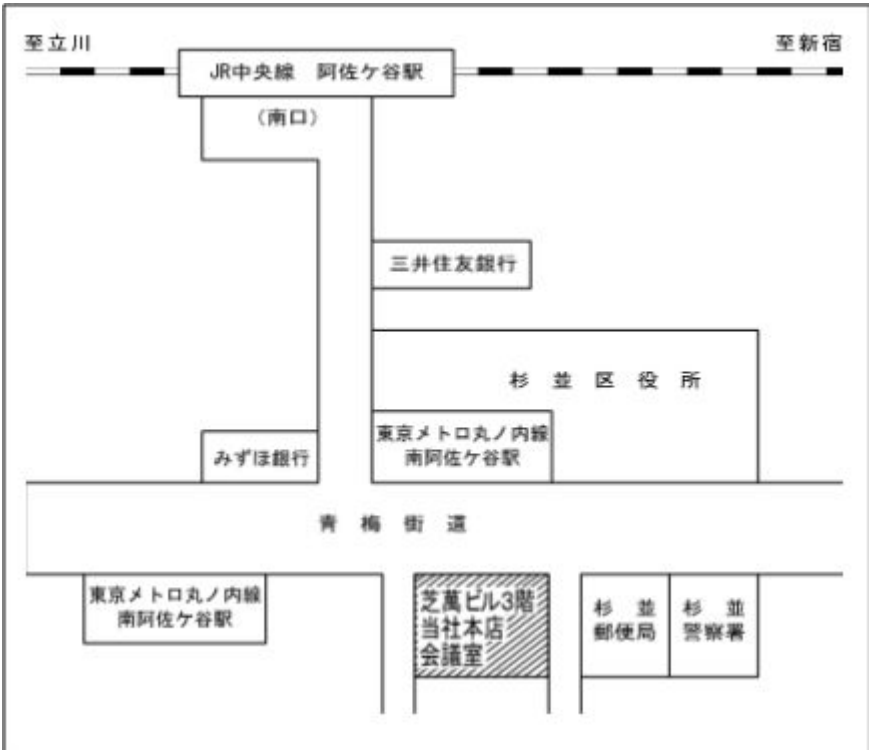
スコット・キャロン氏を社外取締役候補者とした理由は、26年間の日本在住で培った日本の産業構造に関する深い見識を有し、且つ資本市場の専門家としてコーポレート・ガバナンス及び企業価値向上にも精通しているため、当社のコーポレート・ガバナンスをさらに充実したものにすることができると判断したものであります。

5. 木内政雄及びスコット・キャロンの両氏が選任された場合、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
6. スコット・キャロン氏は、現在当社の社外監査役でありますが、本株主総会終結の時をもちまして、監査役を辞任する予定であります。
なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　　場　東京都杉並区成田東四丁目39番８号　芝萬ビル３階
当社本店会議室
電話 03（3316）4131（代表）
交通機関　ＪＲ中央線　阿佐ケ谷駅南口より徒歩約10分
東京メトロ丸ノ内線　南阿佐ケ谷駅より徒歩約１分



◎駐車場がございませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。